

平成29年度 あさひふれあい助成金区分一覧

助成区分	主な対象事業	助成条件	助成限度額 (円)	備考
A 区民参加による地域福祉推進事業への支援	ボランティア団体等が行う、何らかの支援が必要な人々に対する地域福祉推進事業 複数の方を対象とした事業 ●会食、配食、デイサービス、サロン、フリースペースなど 個人を対象とした事業 ●ホームヘルプ、家事援助、送迎、相談事業など	① 実施回数が年36回以上かつサービス利用者の月平均が10人以上	200,000	施設ボランティア活動(社会福祉施設、地域活動ホーム、作業所、グループホーム等の利用者のみを対象とする活動)を除く。
		② 実施回数が年10回以上、サービス利用者数月平均20人以上または、実施回数が年20回以上、サービス利用者数月平均7人以上	100,000	「何らかの支援が必要な人々」とは、障がい児者・高齢者・子育て中の親(親子)とする。 ※サロン事業は開催する場所が占有できる場所であることとする。
		③ 実施回数が年10回以上かつサービス利用者の月平均が5人以上	80,000	
	ボランティア団体等が行う視覚障がい者や聴覚障がい者への技術を要する直接支援事業 ●音声訳、点訳、拡大写本、誘導など	④ 利用者数、回数等の条件はなし	60,000	学習・交流・啓発を目的としたサークル活動を除く。
	新規立ち上げ事業 ●ア 住民同士の助け合い活動(家事・生活支援)、傾聴活動 ●イ サロン、ミニデイサービス、茶話会、認知症カフェ、子ども食堂、フリースペース、学習支援、子育て支援事業、配食事業 ●ウ 送迎サービス事業 ●エ 障害児者活動および支援活動の集いの場	⑤ ア 月平均利用者数(訪問回数)3回以上 イ 1回あたりの参加者数が5人以上 ウ 月10回以上 エ 1回あたりの参加者数が5人以上	40,000	申請年度内に3か月以上実施すること。
B 障がい当事者活動の支援	障がい当事者およびその家族が行う障がい児者の自立支援ならびに社会参加のための事業 ●訓練会、青年学級、スポーツ、研修、中途障がい者リハビリ教室など ●ボランティア団体が行う中途障がい者リハビリ教室等も含む	① 実施回数が年36回以上かつサービス参加者の月平均が10人以上	200,000	親や家族のみの活動は「障がい当事者活動」には含まない。 ※福祉バスとの重複利用は不可。
		② 実施回数が年10回以上かつサービス参加者の月平均が5人以上	80,000	
	障がい当事者および地域作業所などの実施する宿泊を伴う行事	③ 障がい当事者の参加が5人以上	50,000	※福祉バスとの重複利用は不可。
	障がい当事者および地域作業所などの実施する宿泊を伴わない行事、日帰りハイク等の外出レクリエーション事業	④ 障がい当事者の参加が5人以上	30,000	日帰り事業:市内または市外での活動 ※福祉バスとの重複利用は不可。
C 福祉のまちづくり活動の支援	「誰もが安心して暮らしていけるまちづくり」を区民が行う、福祉のまちづくり活動 ●A, B区分以外の活動(施設ボランティア、パソコンボランティア、セルフヘルプグループなど) ●第3期地域福祉保健計画の地区別計画のための取組および第2期地域福祉保健計画地区別計画から継続している取組(災害時要援護者支援、虐待防止の講演会など)	① 1回あたりの参加者数が5人以上	40,000	この区分には福祉、保健、医療、国際交流、人権擁護、まちづくり、災害救援、青少年の健全育成などを市民参画型で行なう事業が該当する。 ただし、チャリティーイベントなどの収益事業は除外。 ※C区分の参加者は、サービス利用者・サービス提供者の合計。 ※福祉バスとの重複利用は不可。
	健康づくりや介護予防事業を目的とした活動(健康体操、ラジオ体操等) ※詳細については委員会で審査されます	② 実施回数が月4回以上、1回あたりの65歳以上の参加者数が10人以上	20,000	※参加者募集のチラシを作成し、積極的に参加者募集をしていること ※毎回の参加者数が運営者数よりも多い実績があること ※横浜市と協定を結んでいる事業(元気づくりステーション事業等)は不可
D 認める必要と 委員会で	特別記念事業など ●福祉団体の特別記念事業(○周年記念講演会、冊子作成など)などで、単年度事業であること		200,000	※福祉バスとの重複利用は不可。 ※事業費の2分の1以下を限度に助成とする
	その他		委員会で決定	